

入札公告(造林事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成21年9月28日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 小原 正人

1 事業概要

(1) 事業名 造林事業請負（第9号物件）

(2) 事業場所 上川中部森林管理署 126林班 へ小班 外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

保育間伐 48.85 ha

除伐 720.53 ha （施業面積432.53 ha）

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成22年3月10日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成19・20・21年度全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（平成20年3月6日）に基づき、Cに格付けされている者であること。または、同資格を有し、同公示に基づきB若しくはDに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともにこれらの構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わない共同事業体であること。なお、上記（2）の認定については、当該代表者が受けている場合には適用される（入札説明書を参照）。

(4) 平成19・20・21年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成19年1月10日）7（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。

（6）平成6年4月1日以降に完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績を有すること。

（7）当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、当該事業と同種の事業である「造林」に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

ただし、当該公告日の前日から起算して過去1年前までに当該技術者が「国有林野事業特別会計の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けたことがある場合においては、当該事業の評定点が65点以上である者であること。

（8）当該事業に労働安全衛生法に基づき必要とされる資格、（チェーンソー及び伐木等特別教育修了者）の資格等を有している者を配置できること。

（9）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（10）当該入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であつて上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。また、構成員の一部が重複する別々の共同事業体（支店等を含む）において同一物件に同時に入札参加する場合。

3 競争参加資格の確認等

（1）本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料の提出時に「林野庁退職者の雇用状況調査票」についても提

出すること。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成21年9月29日から平成21年10月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ② 場 所：〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 業務第二課森林育成係
電話 0166-61-0206
- ③ 提出方法：入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者が②の場所に持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) (1) に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(4) 資料説明会

資料作成説明会については実施しない。

(5) 現場説明会

現場説明会については実施しない。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。

4 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成21年10月28日午後5時
- ② 提出場所：3の(2)の②に同じ。
- ③ 提出方法：持参により提出すること。郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年11月5日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 業務第二課森林育成係
電話 0166-61-0206

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成21年9月29日から平成21年11月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正

午から午後1時までを除く。)

- ② 場所：〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署 業務第二課前
電話 0166-61-0206
- ③ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

- ① 入札は、平成21年11月5日午前11時00分に上川中部森林管理署入札室にて執行。
- ② 開札は、上記入札締め切り確認後、即時に行う。
- ③ 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。
- ④ 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。
再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

6 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 受領期間：平成21年9月29日から平成21年10月28日まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
 - ② 提出場所：3の(2)の②に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

- ① 期 間：平成21年10月30日から平成21年11月4日までの休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
- ② 場 所：3の(2)の②に同じ。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記

載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(2)の②に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は入札説明書による。

(お知らせ)

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページをご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)